



令和3年1月20日

関係各位

東京税関

### 税関手続に関する窓口での相談自粛のお願い（再協力依頼）

税関行政の円滑な運営に当たり、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、近距離での会話の自粛等、接触機会の低減を図ることとしております。現下の感染状況に鑑み、関係者の皆様におかれましても、税関手続に関するお問い合わせなどについては、電話又は電子メールにより行っていただき、窓口での相談を目的とした各官署へのご来庁を極力お控えいただきますとともに、やむを得ずご来庁いただく場合は、マスクの着用や手指消毒に加え、相談時間の短縮等による密の回避など、感染対策に改めてご協力をお願い申し上げます。

なお、一部官署におきましては、ご来庁される方に対する「検温」を実施させていただいております。検温に際して下記のいずれかに該当することが確認された場合には、入庁をお断りさせていただいておりますので、併せてご承知置きをお願いいたします。

- 風邪の症状がある
- 37.5℃以上の発熱がある
- 強いだるさ（倦怠感）がある
- 息苦しさ（呼吸困難）がある
- 味覚や嗅覚に異常がある
- 過去14日以内に同居者・職場内等において、新型コロナウイルス感染症陽性者や感染の疑いがある者との接触歴がある
- 過去14日以内に諸外国への渡航歴がある又は当該渡航歴がある者との接触歴がある

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

東京税関 総務部総務課総務第1係

電話 03-3599-6214